

須賀川信用金庫 行動計画

平成 31 年 3 月 19 日

職員がその能力を十分に発揮できるよう、仕事と生活の調和を図れる働きやすい環境をつくるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 4 年間

2. 内容

目標 1 : 所定外労働時間の削減のための措置を実施する。

【対策】

- 平成 31 年 4 月～ 月 4 回（全部店統一及び個別）のノー残業デーの設定と職員への周知
- 平成 31 年 4 月～ 管理職による時間外労働管理の意識徹底
- 平成 31 年 4 月～ ノー残業デーの完全実施

目標 2 : 職員 1 人当たりの年次有給休暇の平均取得日数の増大を図る。

【対策】

- 平成 31 年 4 月～ 各部店における連続有給休暇の予定・管理表の作成
- 平成 31 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況の継続的な管理
- 平成 31 年 4 月～ 過去の実績で年次有給休暇の取得日数が著しく少ない職員に対して取得を促進

目標 3 : 育児休業、育児短時間勤務、子の看護休暇等を安心して取得できるようその周知と、休業給付や社会保険料免除など公的支援制度の情報提供を行う。

【対策】

- 平成 31 年 4 月～ 就業規則上の規定や公的支援制度に関するチラシ等を作成し配布、職員特に男性の取得を促進
- 平成 31 年 4 月～ 人事研修課を窓口として、個別に相談を受けるとともに、逐次情報を発信

以 上